

議案第三〇號

予算の繰越について

地方自治法第二百三十六條の二の規定に基き、昭和三十三年度特別会計
観光施設事業会計の予算を次のとおり翌年度に繰越して使用するも
のとす

昭和三十四年三月三十一日提出

三朝町長 坂出雅己

一 財產類		項	目	節	預算現額	本年 支出 定額	至 年 度 結 餘	不用 額	摘 要
一 建設費									
一 管轄費									
	4 旅費		150000	101310	87610				
	8 報償費		30000	0	30000				
	9 賃金		20000	17000	1360				
	11 消耗品費		7000	5760	1336				
	12 燃料費		3000	0	3000				
	13 食糧費		10000	14300	2700				
	18 光熱水費		11000	0	11000				
	16 通信運搬費		4000	3200	1100				
	19 手数料		37370	37370	0				
	20 備料及損料		101860	101860	0				
			1535500	5960788	9394303				
			1535500	5960788	9394303				

